在宅情報マガジン てまり 平成30年第9号

みなさん、こんにちは。残暑がきびしいですが、如何お過ごしでしょうか。まだまだ気温が高い 日がつづいておりますので熱中症、食中毒などには充分お気を付けください。また今年は各地で局 地的豪雨が多く発生しておりますので、日ごろの備えも確認しておきましょう。

過日、「地域の福祉について」の講話がありましたのでご案内いたします。

◎地域交流施設で、健康推進教室が行われました。

今回は、介護付き有料老人ホームとグループホームの管理者による『地域の福祉について』 のお話です。住み慣れた地域で末永く暮らしていく参考になればと思います。



地域福祉とは

地域福祉とは、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人のつながりを大切に、互いに助け合う関係やその仕組みをつくっていくことです。

これからのまちづくりは、子供から大人まで誰もが安心して暮らせる仕組みをつくり、維持していくことが大切です。

住民ひとり一人の努力(自助)・住民同士の相互扶助(共助)・ 公的制度(公助)の連携によって解決していきます。

他の人や行政に過度な依存をせず、自立した生活を送ることができ、その上で互いに協力して、お互いの不足を補いながら、協働できる地域社会をつくることが、地域福祉につながります。



地域福祉計画とは

地域福祉計画は、地域の助け合いによる福祉を推進するため、ひとり一人の尊厳を重んじ、人と人のつながりを基本として、困った時に助け合う顔の見える関係づくり、お互いを認め合い助け合う共に生きる社会づくりを目指すための理念と仕組みをつくる計画です。

住民・福祉団体・福祉施設関係者などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、住民ボランティア関係団体の活動、公的サービスの連携のもと、自助・共助・公助を重層的に組み合わせた地域ぐるみの福祉を増進する計画です。

自助・・・個人や家庭による<mark>自助努力</mark> (自分でできることは、自分でする)

共助・・・地域社会における相互扶助 (隣近所で助け合う) 民間非営利活動・事業・ボランティア、 住民活動、社会福祉法人による支え

公助・・・公的なサービスとしての福祉・保健・医療その他 の関連する施策に基づくサービス。

地域福祉の必要性

社会福祉法では、第4条において地域福祉の推進を、第107条において 市町村地域福祉計画が規定されています。

平成10年、特定非営利活動促進法が制定され、市民活動団体が法人格を得ることによってその活動が促進されました。これによって、まちづくりや公的サービスの展開に関する市民の主体的な取り組みが見られ始めました。これからの地域社会づくりは、住民自らが生活課題の解決を図ることができるような組織づくりや仕組みが必要とされます。

少子高齢化、核家族化や価値観の多様化により、家庭や地域で相互に支え あう機能は弱体化しつつあります。住民による助け合いができるシステムが 必要に迫られています。



現状・取り組み

大牟田市の人口の動き

65歳以上の人口割合は、平成26年4月1日で32.4%。 大牟田市は、3人に1人が高齢者。 校区別にみると、25.1%が最低、40.2%が最高。

関係機関との連携

地域福祉にかかわる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりとなっています。

地域福祉推進には、社会福祉協議会、民生・児童委員、校区社会福祉協議会、 町内公民館、老人クラブ、福祉事業者、医師会、薬剤師会、学校、PTA、 NPO、ボランティア団体、その他、各種団体で実施されています。

市民に対する意識啓発や担い手育成

各種行事や研修会、窓口など、様々な機会を通して市民とふれあう中で、 地域福祉に関する意識が変わってきました。

住民参加型福祉サービス「おおむたキャロットサービス」において、 サービスの担い手である協力会員が、各地域において生活支援サービス (部屋の掃除、通院介助、家事支援)を実施しています。

生活課題を住民同士で解決するようになってきています。

地域や住民、ボランティア活動

社会福祉協議会が進める「ふれあいサロン活動」(仲間づくりや多世代交流を 行う、ふれあいの場・集いの場。住民が運営する)の設置や、各地域における 防災訓練などの地域活動が活発化しています。

地域住民の行方不明者の捜索に、警察や行政、公共交通機関、生活関連企業などと連携した「大牟田地区高齢者SOSネットワーク」は、地域住民や介護サービス事業者と協働し、捜索訓練とともに、地域住民をあたたかく見守る為の取り組みをおこなっています。



生活課題の解決に向けて

生活課題についての取り組み

認知症・・・物忘れ予防・相談健診

障害者・・・相談支援事業 児 童・・・児童家庭相談室

高齢者・・・地域包括支援センター

生活課題は、住民個々様々であり、支援を必要とされる人と手を差し伸べる 支援者とのずれや「助けて」の声や「聴いてほしい」の訴えができない場合 の対処が必要です。

また自然災害が猛威を振るい、洪水や土砂災害等に対して、移動手段がない、 避難に自力で動けない等の問題もあります。

このような個別の課題や命にかかわる問題の情報は、民生委員や地域住民の情報がなければ、支援のネットワークが迅速に機能できません。

大牟田市災害時要援護者支援制度

災害が起きた時、自力で避難することや身を守ることが難しく、 誰かの手立てが必要な人の住所や名前、支援が必要な身体の状態など、 あらかじめ登録して、支援者団体と情報共有して、対応することです。 行政からは、介護度やサービス利用状況の情報により、登録の促しや 相談を行っています。

在宅が対象であり、施設は対象外です。

在宅生活で、介護認定を受けていない方々は、行政からの働きかけが、 ゆきわたらない可能性があります。不安のある方は、民生委員、行政の 窓口へ相談されたらよいと思います。

今回、岡山県倉敷市真備町の被災者で、避難の遅れや救出の困難な方々は、高齢者や身体の不自由な方であったとのことです。

地域のことは、地域住民からの情報がなければ、行政には伝わらないのです。 まさに、自助、共助、公助の流れにおいて、災害を減災するにはどうしたら よいか、考える必要があります。

みなさんで地域の助け合いによる福祉に 参加・協力し、住み慣れた地域で 末永く楽しく生活を続けましょう。

●大牟田地域住民医療・介護情報共有拠点事務室 OSKER

大牟田の医療・介護施設情報を掲載しています。どなたでも好きな写真を投稿できる ギャラリーを製作いたしましたのでご紹介いたします。 次号は「高齢者の医療費について」をご紹介します。

> TEL 0944-57-2007 Web サイト https://osker.org/